

# 脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）



環境省

【令和3年度要求額 11,675百万円（9,687百万円）】



- ①優れた脱炭素技術等を活用したCO2排出削減設備・機器を途上国へ導入する事業者に、設備補助を行います。
- ②デジタル化・IoT化など脱炭素社会を進めるシステム・複数技術の展開を行います。

## 1. 事業目的

- ① 「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」のひとつとして、優れた脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現するとともに、その削減分が我が国の約束草案の目標達成に貢献。また、優れた脱炭素技術等の途上国における水平展開を促進し、実質的な排出削減に貢献するとともに、海外における脱炭素技術等の市場を拡大。
- ② 我が国の質の高い脱炭素技術・製品を、システム・複数技術パッケージ化して相手国向けにカスタマイズ。

## 2. 事業内容

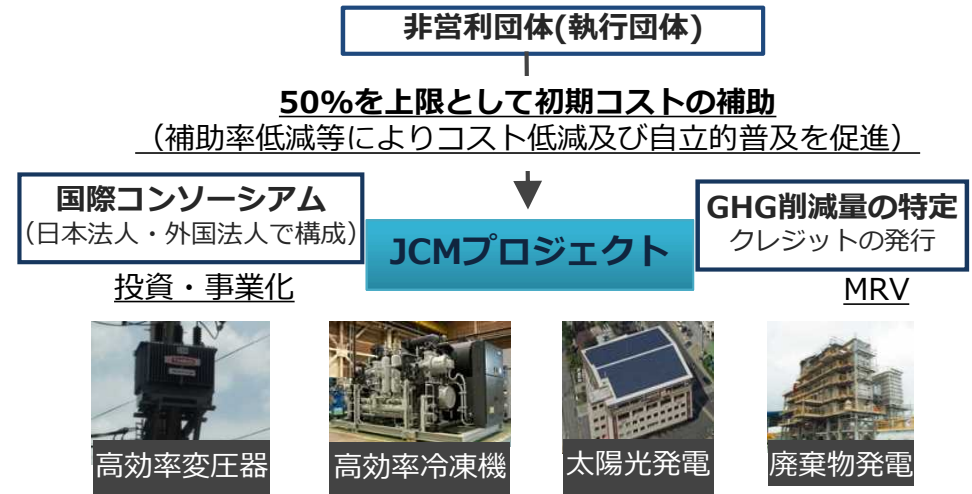
- ①二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）  
パリ協定の目標達成のためには、途上国を含む世界全体の大幅な排出削減が必要。民間活力を活用し、高品質によるコスト制約や優れた脱炭素技術等を導入するプロジェクトに対し支援を行うことで、途上国の脱炭素社会への移行等を実現。
  - パートナー国で、優れた脱炭素技術等を活用したエネルギー起源CO2排出を削減する設備・機器の導入を行う事業者に対し、当該事業費（初期コスト）の一部（最大補助率1/2）を補助。
  - 設備等の導入後、プロジェクト登録、削減量の測定・報告・検証（MRV）の実施及びクレジットの発行。
- ②コ・イノベーションによる脱炭素技術創出・普及事業  
我が国の優れた脱炭素製品・サービスの相手国に適したリノベーションを実施。エネルギーマネジメントシステムや遠隔操作などのデジタル化・IoT化を促進。また、第三国との共同も視野に入れる。

## 3. 事業スキーム

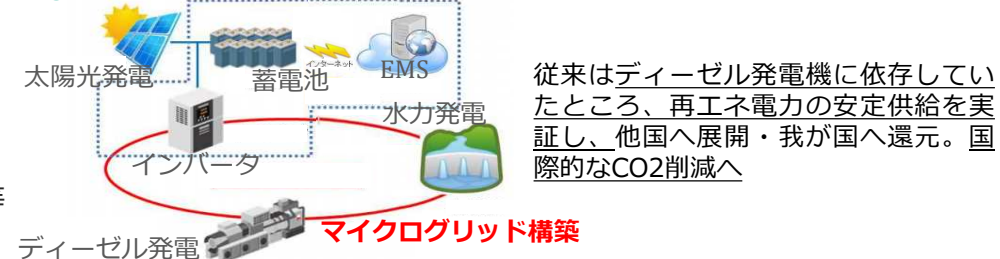
- 事業形態 ①間接補助事業（補助率：1/2以内）  
②間接補助事業（補助率：2/3以内）
- 補助対象 ①補助事業：民間事業者・団体等、②補助事業：民間事業者・団体等
- 実施期間 ①平成25年度～令和12年度、②令和元年度～5年度

## 4. 事業イメージ

### ①のスキーム及び脱炭素技術の設備・機器の導入例



### ②の例：離島での再エネと蓄電池を制御するEMS開発



お問い合わせ先： ①環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 電話：03-5521-8246  
②環境省 地球環境局 国際地球温暖化対策担当参事官室 電話：03-5520-8330、環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室 電話：03-5521-8336